委託業務等成績評定要領

（目的）

第１　この要領は、奈良県広域水道企業団が発注する委託業務等の成績評定（以下、「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって、建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２　この要領において評定の対象となる委託業務等（以下、「委託業務等」という。）は次の各号に掲げる業務をいう。

一　測量業務共通仕様書（奈良県県土マネジメント部）に定める測量業務

二　地質・土質調査業務共通仕様書（奈良県県土マネジメント部）に定める地質・土質調査業務、及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務

三　土木設計業務等共通仕様書（奈良県県土マネジメント部）に定める調査業務及び計画業務

四　土木設計業務等共通仕様書に定める設計業務

五　現場技術業務等共通仕様書（奈良県県土マネジメント部）に定める調査設計資料整理業務、設計積算に関する現場技術業務並びに監督に関する現場技術業務

六　用地調査等業務共通仕様書（奈良県県土マネジメント部）に定める用地関係業務

２　評定は、原則として１件の契約金額が 100 万円を超える委託業務等について行うものとする。

（評定者）

第３　委託業務等の評定者（以下、「評定者」という。）は、「測量・調査業務検査要領」及び「土木設計業務等検査要領」に定める検査職員並びに調査（監督）職員をいう。

（評定の方法）

第４　評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　評定の結果は、第２一から四及び六に規定する業務にあっては委託業務等成績評定表（様式２－①）、第２五に規定する業務にあっては委託業務等成績評定表（様式２－②）（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

３　評定に際しては、別に定める「考査基準」に留意して行うものとする。

（評定の時期）

第５　検査職員は完了検査を実施したとき、調査（監督）職員は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

（評定表の提出等）

第６　評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を測量・調査業務確認書又は委託業務確認書とともに所属長に提出し、評定結果を報告するものとする。

２　前項に規定する評定表の提出等は、１件の契約金額が 100 万円以下の委託業務等にあっては、委託業務確認書の提出をもって代えるものとする。

（評定の結果の通知）

第７　所属長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を委託業務等成績評定点通知書（様式３）により通知するものとする。

なお、委託業務等成績評定点通知書（様式３）に記載のある別表について、第２一から四及び六に規定する業務にあっては項目別評定表（別表①）、第２五に規定する業務にあっては項目別評定表（別表②）に記録するものとする。

（評定の修正）

第８　所属長は、第７の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

２　評定の修正に際しては、別に定める「考査基準」に留意して行うものとする。

３　所属長は第１項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託業務等の受注者に対

して、委託業務等成績評定点通知書（様式３）及び項目別評定表（別表①又は別表②）により通知するものとする。

（説明請求等）

第９　第７又は第８による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む）以内に委託業務等成績評定点についての説明請求書（様式４）により、所属長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

２　所属長は、評定点の通知を受けた受注者から評定についての説明を求められた場合、速やかに委託業務等成績評定点に係る説明書（様式５）により回答するものとする。

（評定表の保存）

第 10　評定表の保存は年度経過後 10 年間とする。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。